○防衛省告示第十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年一月十日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日　時　平成二十六年一月二十七日から同月二十九日までの間（予備、同月三十日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年一月十日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日　時　平成二十六年二月七日（予備、同月八日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四四秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
気仙沼市本吉町津谷長根八六番三から同市本吉町九多丸三一番六まで	前	A　一一・五〇～一五・六〇	八〇・〇〇～一二二・〇〇	四・六一〇
		B　一一・五〇～一五・六〇	八〇・〇〇～一四六・二〇	〇・三三〇
	後	A・B・C　一一・五〇～一五・六〇	八〇・〇〇～一四六・二〇	四・六一〇

左記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
仙台市宮城野区燕沢東三丁目二二五番二から同市宮城野区鶴ヶ谷字北畑一六番一まで	前	三〇・七八～六三・九八	一・七三八	
	後	三四・四八～八四・五二	一・七三八	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年一月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　3
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　公益財団法人群馬県建設技術センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	笹森　秀樹
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年十一月十九日

○関東地方整備局告示第五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年一月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　30
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　日本建物評価機構株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	田村　淳
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年十二月三十一日

○関東地方整備局告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　春日部都市計画公園事業五・五・〇三号新たな森公園
三　事業施行期間　自平成二十六年一月十日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　埼玉県春日部市下大増新田字西耕地及び上大増新田字西耕地地内
　使用の部分　なし